

協定項目に係る協議事項調整内容

平成15年3月26日

第2回大野郡5町2村合併協議会

協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

大野郡5町2村合併協議会

協定項目一覧表

分類	番号	協定項目	調整内容
基本的な調整項目	1	合併の方式	三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
	2	合併の期日	合併の期日は、平成17年（2005年）3月31日とする。
	3	新市の名称	新しい市の名称を決めるもので、知名度や定着度、地域の歴史・文化等を考慮しながら、公募により名称を選定する。
	4	新市の事務所の位置	住民の利便性や交通事情等を考慮し、新市の事務所（本庁）の位置を決定する。
	5	財産の取扱い	大野郡5町2村が所有する土地や建物、有価証券、負債等の財産については、新市に引き継ぐ。
特例法による調整項目	6	議員の定数及び任期の取扱い	合併特例法による議会議員の定数や在任期間に係る特例措置について調整を図る。
	7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	合併特例法による農業委員会の委員の定数や在任期間にかかる特例措置について調整を図る。
	8	地方税の取扱い	減免の取扱いや納期限等の統一について調整を図る。
	9	一般職の職員の身分の取扱い	職員の任用制度や給与及び勤務条件等について、不均衡が生じないように調整を図る。
	10	地域審議会の設置	新市長の諮問に応じた審議や必要な事柄について意見を述べる「地域審議会」を合併前の町村（地域）ごとに設置するかどうか調整を図る。
	11	新市将来構想の策定及び新市建設計画の作成	新市の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図ることを目的として、新市建設計画を策定する。
その他の必要な調整項目	12	特別職の身分の取扱い	新市長や助役、収入役、教育長、その他各種審議会委員等の特別職の報酬や任期、人数等について調整を図る。
	13	条例・規則等の取扱い	合併により5町2村の条例や規則等は失効するため、新市の条例、規則等について調整を図る。
	14	事務組織及び機構の取扱い	新市の行政組織や機構の設置は原則として市長職務執行者が行うが、合併後の事務が円滑に執行できるよう、組織や機構について事前に調査・検討を行う。
	15	一部事務組合等の取扱い	広域連合、広域消防・急患センター等の一部事務組合について、組織や事務・事業の見直しを行い、調整を図る。
	16	使用料・手数料等の取扱い	手数料や使用料について、運用制度や料金に差がある場合は、制度の効率的な運用と円滑な統一について調整を図る。
	17	公共的団体等の取扱い	新市の一体性を図る上で、農林関係、商工関係、文化関係等の各種団体の在り方について調整を図る。
	18	補助金、交付金等の取扱い	各種団体への補助金や交付金等の財政的支援に対し、統一的指針のもとで補助金額や条件等の調整を図る。
	19	町名・字名の取扱い	町、字の区域や名称について調整を図る。
	20	慣行の取扱い	市章、花、木、鳥、市民憲章等について調整を図る。
	21	行政区の取扱い	自治会組織や区長報酬、区助成金、各種コミュニティ活動支援等について調整を図る。
	22	男女共同参画の取扱い	男女共同参画社会の実現を目指し、女性の登用、各種推進事業等について調整を図る。
	23	電算システムの取扱い	合併施行日に円滑な稼働ができるよう、電算システムの統合について調整を図る。

分類	番号	協定項目	調整内容
各業種の事業の調整項目	24	国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険に係る給付や税率、納付期日等について調整を図る。
	25	介護保険事業の取扱い	介護保険に係る給付や税率、納付期日等について調整を図る。
	26	消防防災事業の取扱い	消防団における組織構成、地域防災計画等の消防防災事業について調整を図る。
	27	交流事業の取扱い	地域間交流、国際交流、その他の交流等について調整を図る。
	28	広報広聴事業の取扱い	広報紙の発行や住民意見の聴取、行政サービスの高度化のための地域イントラネットやホームページ等について調整を図る。
	29	交通対策事業の取扱い	交通安全運動や対策、交通安全協会、循環（巡回）バス、福祉バス、県中央空港等について調整を図る。
	30	衛生事業の取扱い	し尿処理、墓地、葬祭場等の衛生事業について調整を図る。
	31	障害者福祉事業の取扱い	障害者福祉に係る支援や社会参加、日常生活援助等について調整を図る。
	32	高齢者福祉事業の取扱い	高齢者福祉に係る支援や生活支援、各種介護支援事業等について調整を図る。
	33	児童福祉事業の取扱い	児童手当や子育て支援事業、学童保育支援事業等について調整を図る。
	34	人権教育・同和対策事業の取扱い	人権教育啓発や同和問題をはじめとする差別撤廃のための推進協議会、推進計画、その他の人権対策事業等について調整を図る。
	35	病院・診療所の取扱い	緒方病院及び清川診療所について調整を図る。
	36	保育事業の取扱い	保育園の保育料や開所時間、園給食、乳児保育促進支援等について調整を図る。
	37	生活保護事業の取扱い	生活保護や保護施設入所等について調整を図る。
	38	その他の福祉事業の取扱い	年金事業、災害弔意金、民生委員等のその他の福祉事業について調整を図る。
	39	健康づくり事業の取扱い	集団検診、予防接種、訪問指導、健康相談等の健康づくり事業の調整を図る。
	40	環境対策事業の取扱い	ゴミ処理、生活排水対策、公害防止対策及び空き地管理対策等の環境対策事業について調整を図る。
	41	農林水産事業の取扱い	農林業に関する事業の実施及び振興施策、後継者対策、特産品の振興、内水面漁業等について調整を図る。
	42	商工観光事業の取扱い	商工観光振興対策、関係団体の育成と補助、資金貸付制度、各種イベント、観光物産品等について調整を図る。
	43	勤労者・消費者事業の取扱い	勤労者対策、緊急雇用対策、消費生活相談や消費生活モニター等について調整を図る。
	44	建設事業の取扱い	道路、河川、公営住宅等の整備および維持管理、都市計画、開発指導要綱等の建設事業について調整を図る。
	45	上下水道事業の取扱い	上水道における使用料や加入金、手数料、給水条件、下水道における使用料、受益者負担金、助成制度等について調整を図る。
	46	学校教育事業の取扱い	幼稚園、授業料、小学校、中学校、就学奨励補助、給食方式及び給食費等の学校教育事業について調整を図る。
	47	文化振興事業の取扱い	文化芸能の振興、関係団体の育成と補助、文化財の調査と保護等の文化振興事業について調整を図る。
	48	社会教育事業の取扱い	公民館、図書館、資料館、社会体育施設、各種審議会及び委員会、青少年育成等について調整を図る。
	49	社会福祉協議会の取扱い	社会福祉協議会の統合を図り、事業や職員等について調整を図る。
	50	地籍調査事業の取扱い	実施年度や実施地域を見直し、地籍調査事業について調整を図る。
	51	定住促進事業の取扱い	出産祝金、結婚祝金等の定住促進事業について調整を図る。
	52	その他の事業の取扱い	コミュニティ、土地利用、エネルギー対策等のその他の事業について調整を図る。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第1号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	合併の方式	中項目	合併の方式
協議の結果			

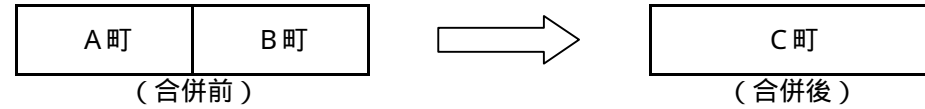
調整内容	調整の具体的内容
------	----------

「市町村の廃置分合」 地方自治法第7条について

- ・「廃置分合」とは、法人格の変動を伴う地方公共団体の区域の変更であり、通常、分割・分立・合体及び編入の4種がある。
- 合体とは、二以上の地方公共団体を廃して、その区域をもって一の地方公共団体を置くことをいう。
- 編入とは、地方公共団体を廃してその区域を既存の他の地方公共団体の区域に加えることをいう。
- いずれの場合にも、地方公共団体の廃止（法人格の消滅）または地方公共団体の設置（法人格の発生）を伴うものである。

三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町を廃し、その区域をもって新しい市（町）を設置する新設合併（対等合併）とする。
 （平成15年3月14日 専門部会案）

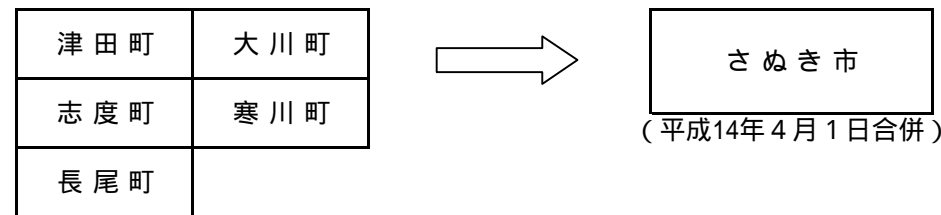
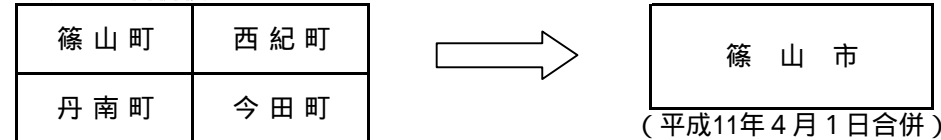
新設合併（対等合併）



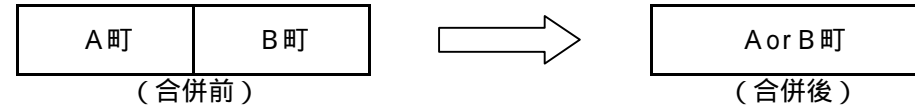
- ・合併関係市町村が全て廃されるため新たな町の名称を定める。
- ・新しい事務所は合併関係市町村の全ての地域から住民の利便性等を考慮して決定。
- ・合併関係市町村の財産、公共施設は合併市町村が引き継ぐ。

(以下、基本的な比較は、別紙資料参照)

【近年の合併例】



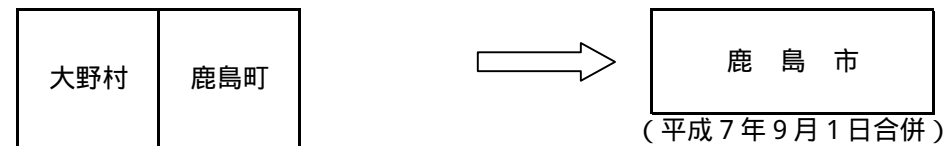
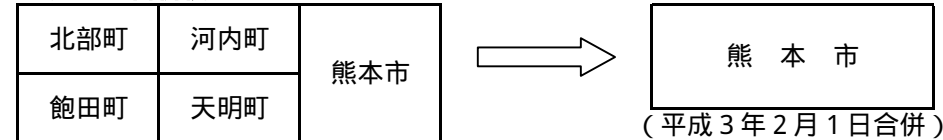
編入合併（吸収合併）



- ・合併後の新町の名称は、編入をする市町村の名称となる。
- ・合併後の事務所は、編入をする市町村の事務所となる。
- ・合併関係市町村の財産、公共施設は編入する市町村が引き継ぐ。

(以下、基本的な比較は、別紙資料参照)

【近年の合併例】



三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村及び犬飼町を廃し、その区域をもって新しい市（町）を設置する新設合併（対等合併）とする。
 （平成15年3月19日 幹事会案）

【篠山市の例】

- 平成8年3月4日 第1回多紀郡合併研究会(町長・議長)
- 4月18日 第3回研究会で基本的5項目(合併形式等)を確認 [新設合併]
- 平成9年4月15日 第1回合併協議会開催
- 6月27日 第3回協議会において合併の方式を確認 [新設合併]
- 平成8年3月4日 4町による合併協定書調印
- 平成10年4月27日 第19回協議会において合併特例法の改正による「市」への移行関係協議事項確認
- 平成11年1月14日 4町議会で市制施行議案を全会一致で可決・市制施行申請書を知事へ提出
- 4月1日 篠山市発足

【熊本市の例】

- 昭和63年5月～8月 飽託郡4町から熊本市への編入合併請願(陳情)を受理
- 平成元年4月1日 熊本市「合併推進室」を設置
- 10月20日 第1回(合同)合併協議会開催
- 平成2年6月4日 第4回(合同)合併協議会開催(第二次熊本市案について合意)
- 関係市町村合併申請議案の議決
- 6月4日 熊本市・飽託郡4町合同合併協議会合併協定書調印式
- 7月9日 県知事へ熊本市・飽託郡各町の廃置分合の申請
- 平成3年2月1日 飽託郡4町が編入し、熊本市となる

協 議 事 項 に 係 る 参 考 資 料

協定項目 第1号

大野郡5町2村合併協議会

1 合併の方式

新設合併とするか編入合併とするかは、最も基本的な事項であり、その後の協議の土台をなすものですから、優先して議論されるべきという議論もあります。しかしその一方、合併の方式は、選択の仕方によってその後にかんがいの違いを生じます。例えば、新設合併では全ての合併関係市町村長が失職し（つまり、合併の際に新市町村長を決める選挙が行われる）、議会の議員も原則全員が失職しますが、編入合併では編入する市町村の長及び議会の議員の身分は変わらず、編入される市町村長は失職、編入される議会の議員も原則としては全員が失職します。もっとも、議会の議員に関しては、合併特例法上の定数及び在任の特例を使う場合がありますが、新設合併と編入合併とではその定数や期間に違いがあります。

項 目		新 設 合 併	編 入 合 併
定 義		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの。
法 人 格		新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称		新たに定める。	編入する市町村の名称となる。
事 務 所 の 位 置		新たに定める。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
市 町 村 の 長		消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される（消滅する）市町村の長は失職する。
議 会 の 議 員	原 則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 合併市町村の条例定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される（消滅する）市町村の議会の議員は失職する。 （合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。）
	特 例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定数の2倍まで）とすることができる。 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任することができる。	次のいずれかによることができる。 増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができる。 （増加分は編入された区域に配分） 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ可以在任することができる。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農業委員会の委員 合併市町村に 1つの委員会 を置くことと する場合	原 則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される（削減する）市町村の委員は全て失職する。
	特 例	合併関係市町村の委員（選挙）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任することができる。	編入される（削減する）市町村の委員（選挙）のうち合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任することができる。
特 別 職 の 職 員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。（新たに選任する）	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される（消滅する）市町村の特別職の職員は全員失職する。
条 例 ・ 規 則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する）	編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う）

注）農業委員会の委員については、上記以外にも「農業委員会等に関する法律」の規定により、新市町村の面積が24,000haを超える場合、または農地面積が7,000haを超える場合は農業委員会を複数設置することが可能。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第1号

大野郡5町2村合併協議会

2 廃置分合とは？

廃置分合とは、地方公共団体の区域変更の類型の一つで、地方公共団体の新設又は廃止に伴い区域の変更を生じることを行います。廃置分合には、「合体」（二以上の団体を廃止し、その区域に新たに一つの団体を置く。）、「編入」（一つの団体を廃止し、その区域を他の団体の区域に編入する。）及び「分割」（一つの団体を廃止し、その区域に二以上の団体を置く。）及び「分立」（一つの団体の一部を分け、その区域に新たな団体を置く。）の4種類があります。

市町村の廃置分合は、関係市町村が議会の議決を経て都道府県知事に申請し、その申請に基づき都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経て定め、総務大臣に届け出なければなりません。（地方自治法第7条第1項）

（篠山市の例）

平成9年	4月1日	多紀郡合併協議会設立
平成10年	2月17日	新町建設計画の事前協議………合併協議会長 県知事
	3月16日	新町建設計画の協議………合併協議会長 県知事
	3月24日	新町建設計画の協議への回答………県知事 合併協議会長（異議なし）
	4月27日	合併協定調印式………関係首長による合併協定44項目の協定の調印
	4月28日	合併関係議案の議決………4町とも同日・同時刻開催（午前9時30分～） 多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合について 多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について 多紀郡篠山町、同郡西紀町、同郡丹南町及び同郡今田町の廃置分合に伴う議会の議員の在任及び農業委員会の任期に関する協議について
	7月6日	廃置分合についての申請………4名の首長の連名 県知事
廃置分合に係る県議会の議決		
	10月21日	廃置分合処分決定書………10/26 兵庫県丹波県民局長より4名の首長に伝達交付
	12月18日	市制施行に伴う新町建設計画の事前協議………合併協議会長 県知事 市制施行に伴う内協議………4名の首長の連名 県知事
	12月25日	市制施行に伴う内協議………兵庫県総務部長 自治省行政局長
	12月28日	市制施行に伴う新町建設計画の事前協議への回答………兵庫県総務部長 合併協議会長 自治省現地調査
平成11年	1月8日	市制施行に伴う内協議への回答………自治省行政局長 兵庫県総務部長
	1月13日	廃置分合の告示………同日付けで官報に掲載
	1月14日	市制施行議案の可決………4町議会とも全会一致 市制施行の申請………4名の首長の連名 県知事
	1月20日	市制施行の正式協議………県知事 自治大臣
	3月2日	市制施行議案の県議会可決
	3月2日	町を市とする処分決定書………3/5 兵庫県丹波県民局長より4名の首長に伝達交付
	3月3日	市制施行の自治大臣への届出………県知事 自治大臣
	3月23日	町を市とする処分の自治大臣告示………同日付けで官報に掲載

3 市制施行とは？

市制施行については、廃置分合の総務大臣の告示（官報に掲載）を経て、地方自治法第8条第1項の第1号から第4号に掲げた市となるべき要件（第1号の人口要件については、合併特例法に3万人特例、4万人特例措置がある。）を具えた場合に、同条第3項の規定により、廃置分合同様な手続きが必要である。

ただし、最新の情報では、合併特例法の期限前に廃置分合や市制施行の申請が殺到することが予測されることから、事務手続きを大幅に簡素化させようという動きがあるようです。

4 市になる要件とは？

（1）原則要件………地方自治法第8条第1項で定められている町が市になるための要件

人口5万人以上を有すること。

当該普通公共団体の中心の市街地を形成している区域内の戸数（いわゆる「連たん戸数」）が、全戸数の6割以上であること。

商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が全人口の6割以上であること。

～ のほか、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を備えていること。

（2）特例要件………合併特例法第5条の2、附則第2条の2で定められている町が市になるための特例要件

平成16年3月31日までに合併が行われた場合に限り、市になるための要件を3万人以上の人口要件のみとする。（附則第2条の2）

特例法期限内（平成17年3月31日まで）に合併が行われた場合、市になるための要件のうち、人口要件は4万人以上とされた。（第5条の2）

今通常国会において、特例法期限内に合併が行われる場合、市になるための要件を3万人以上の人口要件のみとする旨の特例法改正案と、廃置分合と市制施行を合体した地方自治法改正案が可決される見通しです。

協議項目に係る参考資料

協定項目 第1号

大野郡5町2村合併協議会

5 市制と町制の相違点

項目	市の場合	町の場合	
福祉	福祉事務所	必ず設置しなければならない。	設置することができるが、県内の町村に設置されていないため県の事務。
	社会福祉主事	必ず置かなければならない。 (職務) 福祉事務所において、生活保護法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、又は更正の措置に関する事務を行う。	置くことができる。 老人福祉法又は、身体障害者福祉法等に定める援護及び更正の措置に関する事務を行う。
税金	住民税の個人均等割額	人口 5万人未満の市及び町村 年額：2,000円	左に同じ
財政	普通地方交付税	福祉事務所及び生活保護に関する経費は需要額に算定される。	経費の負担がないため、算定されない。
	特別地方交付税	市に係るもの一部については、国が直接配分する。	
選挙	国・県の選挙費の委託	選挙事務委託金の基準額が町の場合より多くなる。	
	選挙管理委員会の書記長	必ず置かなければならない。	置かなくてもよい。
	選挙運動等 告示期間 選挙供託金 選挙運動用葉書枚数 県議会の選挙区	7日間 市長 100万円 議員 30万円 市長選 8,000枚 議員選 2,000枚 原則として独立した選挙区	5日間 町長 50万円 議員 なし 町長選 2,500枚 議員選 800枚 郡単位での選挙区
議会	議員定数	地方自治法の改正により、平成15年1月1日から26人を上限として条例で定める定数になる。	左に同じ
	議会の招集	開会日の7日前までに告示	開会日の3日前までに告示
	議決事項	工事契約等 予定価格が1.5億円を上限とし条例で定める額以上。 財産取得売り払い予定価格が2,000万円を上限とし条例で定める額以上。	工事契約等 予定価格が5,000万円を上限とし条例で定める額以上。 財産取得売り払い予定価格が700万円を上限とし条例で定める額以上。
監査	監査委員定数	条例の定めるところにより3人又は2人	2人
教育	社会教育主事	基本的には両者とも置くことになっている。 (県内町村では置かないところが多い。)	
産業	商工会議所	設置することができる。	設置できない。
	商店街振興組合の設立等の許可	地方分権により市の事務となった。	設置できない。
その他	住所	市名の表示	郡名の表示

6 町から市になるとどのようなことが具体的に変わるのか？

(1)福祉は？

市制を施行した場合、市単独で福祉事務所を設置することとなります。この福祉事務所を設置することにより、より地域に密着した総合的な福祉サービスを充実させることができます。ここで、県から移管される新たな業務について説明します。

生活保護

病気や事故で一家の働き手を失ったり、失業その他の事情により生活に困る方々に対して、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、再び自分の力で生活できるよう援助を行うこととなります。

知的障害者福祉

知的障害者の家庭における療育、生活などに関する相談、指導、助言を行います。さらに、施設への入所、就学、就職などに関する相談に応じ、適切な指導、援助を行うこととなります。

児童福祉

児童に関するあらゆる問題の相談に応じる窓口として、家庭児童相談室を設置することができます。さらに、母子家庭や寡婦家庭の生活の安定を図るため、各種相談に応じ、指導や助言を行うこととなります。

(2)住所は？

市になると、「 郡」という表示が不要となり、住所の表示が簡明になります。市制を施行すると、皆さんの住所の表示が大分県大野郡 町から大分県 市に変わります。

なお、地番については、現在の地番を使用することもできます。

例) 現在 大分県大野郡 町大字 番地
変更後 大分県 市 町 番地 大分県 市 番地 等

住所の変更手続きが必要です

町から市になることにより、運転免許証や自動車車検証などの各種免許証、許可証の住所変更手続きが必要になります。

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第2号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	合併の期日	中項目	合併の期日
協議の結果			

1. 合併までの手続き	2. 合併の期日についての基本的考え方		調整の具体的内容	
<p>大野郡5町2村合併協議会の設置（平成15年3月1日） （三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町）</p> <p>↓</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>合併に係る協議</p> <p>基本項目調整協議 時期、方式、新市名、事務所の位置、財産及び債務の取扱い</p> <p>合併特例法による協定項目の調整協議 議員の定数及び任期・農業委員の定数及び任期、地方税、一般職員の身分等</p> </td> <td> <p>基本構想策定</p> <p>新市建設計画の原案作成着手 ↓ 住民座談会等の意見を反映 ↓ 新市建設計画の作成・協議</p> </td> </tr> </table> <p>合併協議会における合併推進の可否の確認</p> <p>↓</p> <p>新市建設計画案について県知事への事前協議 県知事から協議に対する回答 知事に送付</p> <p>H 16.8 合併の調印 自治大臣へ送付</p> <p>↓</p> <p>H 16.9 大野郡5町2村議会の議決</p> <p>↓</p> <p>H 16.10 合併申請書作成</p> <p>↓</p> <p>H 16.11 県知事に合併申請書提出</p> <p>↓</p> <p>H 16.12 県議会の議決</p> <p>↓</p> <p>H 16.12 知事が合併の決定</p> <p>↓</p> <p>H 17.1 総務大臣への届出</p> <p>↓</p> <p>H 17.3 総務大臣の告示（新市の誕生）</p>	<p>合併に係る協議</p> <p>基本項目調整協議 時期、方式、新市名、事務所の位置、財産及び債務の取扱い</p> <p>合併特例法による協定項目の調整協議 議員の定数及び任期・農業委員の定数及び任期、地方税、一般職員の身分等</p>	<p>基本構想策定</p> <p>新市建設計画の原案作成着手 ↓ 住民座談会等の意見を反映 ↓ 新市建設計画の作成・協議</p>	<p>2. 合併の期日についての基本的考え方</p> <p>合併の期日も合併の基本事項です。期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断されるべきものでしょう。</p> <p>なお、合併の施行期日が平成16年4月1日以降となる場合は、合併特例法上のいわゆる3万市特例の適用がなくなり（4万市特例は平成17年3月31日まで）、平成17年4月1日以降の合併施行となる場合は、現行合併特例法の適用（行財政上の優遇措置等）がなくなることに留意する必要があります。</p> <p>今通常国会において、特例法期限内に合併が行われる場合、市になるための要件を3万人以上の人口要件のみとする旨の合併特例法改正案と、廃置分合と市制施行を合体した地方自治法改正案が可決される見通しです。</p> <p>なお、総務省は、合併特例法の期限延長も視野に入れ、現在、特例法改正のための準備を行っています。</p>	<p>調整の具体的内容</p> <p>合併の期日は、平成17年3月31日とする。 （平成15年3月14日 専門部会案）</p> <p>合併の期日は、平成17年3月31日とする。 （平成15年3月19日 幹事会案）</p>
<p>合併に係る協議</p> <p>基本項目調整協議 時期、方式、新市名、事務所の位置、財産及び債務の取扱い</p> <p>合併特例法による協定項目の調整協議 議員の定数及び任期・農業委員の定数及び任期、地方税、一般職員の身分等</p>	<p>基本構想策定</p> <p>新市建設計画の原案作成着手 ↓ 住民座談会等の意見を反映 ↓ 新市建設計画の作成・協議</p>			
	<p>3月1日とした場合</p> <p>緒方町長選挙を実施しなくてもいい。 ……緒方町長 平成17年3月4日まで任期</p>	<p>3月31日とした場合</p> <p>年度替わりの4月1日に限りなく近い。 予算編成については、形式予算で済む。</p>		
	<p>適当な理由</p>			
	<p>問題点及び課題</p> <p>事業の完了や実績報告等を考慮すれば、1月でも余裕のある方がいい。 郡内の春の各種イベントと首長選挙の時期が重なる。</p>			
	<p>選挙関係について</p> <p>首長については合併によりその身分を失うので、合併の日から50日以内に選挙。 町村議員については、合併前の議決により特例法による議員の在任特例（任期の最長2年間の延長）、または定数特例（条例定数の2倍以内）の適用が可能。 大野郡5町2村合併後の新市の場合、議員定数は26名以内で条例を定めなければならない。</p>			

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第3号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	新市の名称について	中項目	新市の名称について
協議の結果			

			調整の具体的内容																				
新市名称決定の方針	<p>1. 基本的な考え方 新設合併とは、大野郡5町2村を廃してその区画をもって新たな市を置くことです。このことは、7町村の法人格の全てが消滅し、新たな市として1つの法人格が発生するものです。（合併特例法第2条第2項：市町村合併研究会逐条解説）よって、7町村の名称は全て廃止されることになり、新市の名称を新たに定める必要があります。 なお、名称の定め方については、法律上、特に規定がないことから、基本的には自由に定めることができます。</p>	<p>2. 検討に当たっての留意事項 名称の書き表し方は、さしつかえのない限り、当用漢字字体表を用いる。当用漢字表以外の漢字についても、当用漢字字体表の文字に準じた字体を用いてもよい。 （昭和33年4月21日 通知）</p> <p>3. 市町村名の表し方</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">名称を漢字のみで表している市町村</td> <td style="width: 40%;">全国多数</td> </tr> <tr> <td>名称をひらがなで表している市町村</td> <td>つくば市（茨城）えびの市（宮崎）</td> </tr> <tr> <td>名称を漢字及びひらがなで表している市町村</td> <td>あきる野市（東京）</td> </tr> <tr> <td>名称をカタカナで表している市町村</td> <td>ニセコ町（北海道）</td> </tr> </table>	名称を漢字のみで表している市町村	全国多数	名称をひらがなで表している市町村	つくば市（茨城）えびの市（宮崎）	名称を漢字及びひらがなで表している市町村	あきる野市（東京）	名称をカタカナで表している市町村	ニセコ町（北海道）	<p>新市の名称は、一般公募により募集し、新市名候補選定小委員会の調査、審議を参考に決定する。</p> <p>公募の時期については、関係町村の動向に留意すること。 （平成15年3月14日専門部会案）</p>												
名称を漢字のみで表している市町村	全国多数																						
名称をひらがなで表している市町村	つくば市（茨城）えびの市（宮崎）																						
名称を漢字及びひらがなで表している市町村	あきる野市（東京）																						
名称をカタカナで表している市町村	ニセコ町（北海道）																						
選定方法	<p>【案1】 歴史や地域特性などを踏まえ、町村長会・幹事会で新市の名称を数点とりまとめ、合併協議会だよりや町村広報紙を通じて周知を図り、住民の意見を聴く中で合併協議会で決定する。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">H 15 / 8</td> <td style="width: 85%;">幹事会での名称のとりまとめ</td> </tr> <tr> <td>H 15 / 9</td> <td>町村広報紙等を通じて提案・周知</td> </tr> <tr> <td>H 15 / 10 ～ H 16 / 1</td> <td>住民の声・意見の集約</td> </tr> <tr> <td>H 16 / 3</td> <td>合併協議会で決定 (例：あきる野市)</td> </tr> </table>	H 15 / 8	幹事会での名称のとりまとめ	H 15 / 9	町村広報紙等を通じて提案・周知	H 15 / 10 ～ H 16 / 1	住民の声・意見の集約	H 16 / 3	合併協議会で決定 (例：あきる野市)	<p>【案2】 一般公募により幅広く住民の声や意見を募り、選定小委員会において、これらの中から適当のもの数点を選定し、合併協議会において最終的に決定する。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%;">H 15 / 6</td> <td style="width: 85%;">選定小委員会の設置</td> </tr> <tr> <td>H 15 / 7</td> <td>小委員会において募集要領等の作成</td> </tr> <tr> <td>H 15 / 8</td> <td>募集開始</td> </tr> <tr> <td>H 15 / 12</td> <td>募集終了</td> </tr> <tr> <td>H 16 / 2</td> <td>選定小委員会のまとめ・協議会への報告</td> </tr> <tr> <td>H 16 / 3</td> <td>協議会にて新市名称の決定 (例：篠山市、ひたちなか市)</td> </tr> </table>	H 15 / 6	選定小委員会の設置	H 15 / 7	小委員会において募集要領等の作成	H 15 / 8	募集開始	H 15 / 12	募集終了	H 16 / 2	選定小委員会のまとめ・協議会への報告	H 16 / 3	協議会にて新市名称の決定 (例：篠山市、ひたちなか市)	<p>新市の名称は、一般公募により募集し、新市名候補選定小委員会の調査、審議を参考に決定する。 （平成15年3月19日 幹事会案）</p>
H 15 / 8	幹事会での名称のとりまとめ																						
H 15 / 9	町村広報紙等を通じて提案・周知																						
H 15 / 10 ～ H 16 / 1	住民の声・意見の集約																						
H 16 / 3	合併協議会で決定 (例：あきる野市)																						
H 15 / 6	選定小委員会の設置																						
H 15 / 7	小委員会において募集要領等の作成																						
H 15 / 8	募集開始																						
H 15 / 12	募集終了																						
H 16 / 2	選定小委員会のまとめ・協議会への報告																						
H 16 / 3	協議会にて新市名称の決定 (例：篠山市、ひたちなか市)																						

協議事項に係る参考資料

協定項目 第3号

大野郡5町2村合併協議会

1. 新市の名称

協議の基本項目において最も検討に時間を要することが予想される項目の一つです。過去の事例においても第1回の協議会から話し合いを開始し、小委員会等において協議しても調整のつかない場合があります。特に新設合併の場合、旧市町村間のメンツも絡んで解決困難な場合が少なくありません。過去の例では、紛糾した場合には協議会自身で判断がつかず、首長の判断、又は住民の意向に委ねられたこともありました。

前者においては、協議会における協議の積み重ね及び信頼関係の醸成があつてこそ、当事者全員が納得して首長に一任できるものと考えられます。後者においては、名称の公募をした上で意向調査を行うという手順を踏むのが丁寧な方法ですが、意向調査の際に現在の名称を入れるかどうかで紛糾する可能性があります。すなわち、現在の名称を入れると、人口規模の最も大きい市町村の名称が選ばれるという危惧があるためです。また、意向調査の結果で決定する旨の事前合意がない場合（例：意向調査の結果以外の名称をも選考会の対象にする）には意向調査自体が徒労に終わるおそれがあることに留意すべきです。

具体的な名称については、従来は関係市町村の名称の一部を単純に合わせたものも多かったようですが、最近では、その地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度・定着度、住民公募の結果等から住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選択することが多いようです。

【例】

あきる野市

合併協議最大の難問であった。旧秋川市の委員から、秋川の名前を捨てるから、五日市町も五日市の名称にこだわらずに話し合いを進めようという提案がされたが、五日市側はあくまで五日市の名称にこだわる姿勢があつたため、なかなか決まらない状況であった。そこで、小委員会において住民アンケート、東京都知事一任などの案が提案されたが、合併協議会で決めないと住民の理解が得られないということから、結局意見の一致をみずに小委員会は解散。最終的には両首長の協議により地域の歴史的名称の由来から「あきる野市」が選ばれた。

篠山市

任意協議会で新市町村の名称を「篠山」を入れたものとする事は決定していたが、具体的な名称決定では紛糾。住民からアイデアを募集し、小委員会で調整したが意見の一致をみず、町長会において、定着度、歴史、知名度、住民公募の結果、一体感醸成の観点から最終的に決定した。

西東京市

住民公募の後、小委員会を設置した上で10点まで絞り込み、協議会において最終的な候補を決定することとされた。応募は市内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広く参加を呼びかけた。その結果、8,700件、3,000種類に及ぶ応募があつた。

選定は困難を極めたが、地理的イメージ、地域的特徴、歴史・文化、市民の理想表現、合併記念、その他の分類で絞り込みを行った。その上で市民意向調査により市民の投票数の最も多かった「西東京市」を新市名として決定した。

あさぎり町

一般公募の後、小委員会を設置した上で5点まで絞り込み、協議会において最終的な候補を決定することとされた。応募は町村内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広く参加を呼びかけた。その結果、3,981件に及ぶ応募があつた。応募の中から「新町名候補選定小委員会」で5点に絞り、協議会に提出し審議したところ、全員一致で「あさぎり町」を新町名として決定した。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第3号

大野郡5町2村合併協議会

2. 新名称に選定への取り組みについて

合併市の例

市町村名 (合併年月日)	合併関係市町村	取り組みの経緯
北上市 (平成3年4月1日)	北上市、和賀町 江釣子村	3市町村の首長、議長が事前に協議し、合併協議会において決定
ひたちなか市 (平成6年11月1日)	那珂湊市 勝田市	公募結果をもとに合併協議会で協議し、最終的に両市の首長が調整
あきる野市 (平成7年9月1日)	秋川市 五日市町	小委員会に付託して協議し、合併協議会において決定
篠山市 (平成11年4月1日)	篠山町、西紀町 丹南町、今田町	公募結果をもとに小委員会で協議し、合併協議会で決定
西東京市 (平成13年1月13日)	田無市、保谷市	平成11年11月1日～12月31日の期間で公募を実施、小委員会を設置して審議
さいたま市 (平成13年5月1日)	浦和市、大宮市 与野市	平成12年1月10日～2月18日の期間で公募を実施。その後、小委員会に付託
さぬき市 (平成13年4月1日)	津田町、大川町 志度町、寒川町 長尾町	公募結果をもとに小委員会で協議し、合併協議会で決定
あさぎり町 (平成15年4月1日)	上村、免田町 岡原村、須恵村 深田村	公募結果をもとに小委員会で協議し、合併協議会で決定

合併協議会の例

合併協議会等の名称	取り組みの状況
佐伯市・南海部郡5町3村合併協議会	公募結果をもとに小委員会で協議・検討中

3. 新市の名称に関する公募例

項目	ひたちなか市	篠山市	西東京市	さいたま市
公募に関する周知の方法	合併協議会だより 新聞	合併協議会だより 町広報	合併協議会だより 市広報 新聞 ホームページ	合併協議会だより 新聞・市広報 ポスター・チラシ テレビ
公募要綱等の制定	有	有 「篠山」を入れた名称	有	有
公募期間	22日 (H 6.3.25～4.15)	29日 (H 9.8.20～9.17)	61日 (H 11.11.1～12.31)	40日 (H 12.1.10～2.18)
応募方法	官製はがき	官製はがき	官製はがき、応募はがき 電子メール、ファックス	官製はがき、応募はがき 電子メール、ファックス
応募資格	勝田市又は那珂湊市に居住するもので、年齢は概ね小学生以上	篠山市、西紀町、丹南町、今田町の住民	制限無し	制限無し
応募・記載の内容	新市の名称、提案の理由 住所、氏名、年齢	新市の名称、提案の理由 住所、氏名	新市の名称、提案の理由 住所、氏名、年齢 電話番号	新市の名称、提案の理由 住所、氏名、年齢 性別、電話番号
懸賞等	特になし	特になし	名付け親賞：1人 (10万円相当の旅行券) その他の賞：数人 (図書券・テレカ)	名付け親賞：1人 (10万円相当の旅行券) 特別賞：10人 参加賞：1000人
その他	1人につき1点のみ応募	特になし	何点でも応募可能	何点でも応募可能

協議事項に係る参考資料

協定項目 第3号

大野郡5町2村合併協議会

4. いずれかの合併市町村名を採用した実例

都道府県名	新市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名
北海道	富良野市	新設	S 41.5.1	富良野町、山部町
	滝川市	新設	S 46.4.1	滝川市、江部乙町
岩手県	北上市	新設	H 3.4.1	北上市、和賀町、江釣子村
福島県	郡山市	新設	S 40.5.1	郡山市、安積町、三穂田町、逢瀬村 片平村、喜久田村、日和田町、田村町 富久山町、湖南村、熱海町
千葉県	君津市	新設	S 45.9.28	君津町、小堰村、小糸町 上総町、清和村
	鴨川市	新設	S 46.3.31	江見町、長狭町、鴨川町
	富津町	新設	S 46.4.25	富津町、大佐和町、天羽町
	茂原市	新設	S 47.5.1	茂原市、本納町
石川県	志賀町	新設	S 45.11.1	高浜町、志賀町
長野県	長野市	新設	S 41.10.16	長野市、篠ノ井市、川中島町、信更村 更北村、松代町、若穂町、七二会村
静岡県	富士市	新設	S 41.11.1	吉原市、富士市、鷹岡町
兵庫県	加西市	新設	S 42.4.1	北条市、加西市、泉町
	篠山市	新設	H 11.4.1	篠山町、西紀町、丹南町、今田町
岡山県	建部町	新設	S 42.1.15	建部町、福渡町
	倉敷市	新設	S 42.2.1	倉敷市、児島市、玉島市
	備前市	新設	S 46.4.1	備前市、三石町
広島県	福山市	新設	S 41.5.1	松永市、福山市
熊本県	芦北町	新設	S 45.11.1	葦北町、湯浦町
大分県	宇佐市	新設	S 42.4.1	駅川町、四日市町、長洲町、宇佐町
鹿児島県	鹿児島市	新設	S 42.4.29	鹿児島市、谷山市
沖縄県	名護市	新設	S 45.8.19	名護町、久志村、羽地村 屋我地村、屋部村

富津町、袖ヶ浦町は後に市制施行

資料は、昭和40年3月29日（市町村の合併の特例に関する法律の施行日）から、平成11年4月1日までの全国の合併事例

6. 大野郡5町2村の名称の由来について

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 三置町 …… 古代の郷名 | 大野町 …… 古代以来の郷名 |
| 清川村 …… 奥嶽川などの清流に因む | 千歳村 …… 合併当時の灘尾知事の母の名 |
| 緒方町 …… 古代以来の郷名、地方名 | 犬飼町 …… 江戸期の町名 |
| 朝地町 …… 中世の「朝倉」「近地」の荘名 | |

5. 新しい名称を採用した実例

都道府県名	新市町村名	形式	合併年月日	旧市町村名
岩手県	二戸町	新設	S 47.4.1	福岡町、金田一村
秋田県	鹿角市	新設	S 47.4.1	花輪町、十和田町、尾去沢町、八幡平村
山形県	南陽市	新設	S 42.4.1	宮内町、赤湯町、和郷村
福島県	いわき市	新設	S 41.10.1	平市、磐城市、勿来市、常磐市、内郷市 四倉町、遠野町、小川町、好間町、三和村 田人村、以前村、久之ノ浜町、大久村
茨城県	つくば市	新設	S 62.11.30	大穂町、谷田部町、豊里町、櫻村
	ひたちなか市	新設	H 6.11.1	勝田市、那珂湊市
東京都	あきる野市	新設	H 7.9.1	秋川市、五日市町
新潟県	上越市	新設	S 46.4.29	高田市、直江津市
長野県	木曾福島町	新設	S 42.4.3	福島町、新開村
静岡県	大東町	新設	S 48.4.1	大浜町、城東村
愛知県	東海市	新設	S 44.4.1	上野町、横須賀町
大阪府	東大阪市	新設	S 42.2.1	布施市、枚岡市、河内市
	阪南町	新設	S 47.10.20	南海町、東鳥取町
広島県	東広島市	新設	S 49.4.20	西条町、八本松町、志和町、高屋町
愛媛県	東予町	新設	S 46.1.1	壬生川町、三芳町
宮崎県	えびの町	新設	S 41.11.3	飯野町、加久藤町、真幸町
沖縄県	沖縄市	新設	S 49.4.1	コザ市、美里村

阪南町、東予町、えびの町は後に市制施行

資料は、昭和40年3月29日（市町村の合併の特例に関する法律の施行日）から、平成11年4月1日までの全国の合併事例

協議事項に係る参考資料

協定項目 第3号

大野郡5町2村合併協議会

新市名候補選定小委員会への付託事項及び委員構成

1. 目的

本小委員会は、大野郡5町2村が新設合併することにより、新市にふさわしい名称の候補について調査、審議するものとする。

2. 役割等

新市名候補の募集要領及び選定基準の作成、運用。

新市名の候補の選定。

賞品及びその贈呈対象者の決定方法の検討。

3. 委員構成

各町村1名の委員 計7名で構成する。

新市名候補選定小委員会委員名簿

町村名	役職・氏名	摘要
三重町		
清川村		
緒方町		
朝地町		
大野町		
千歳村		
犬飼町		

4. 設置年月日

平成 年 月 日

大野郡5町2村合併協議会 協議事項調整内容

協定項目 第4号

大野郡5町2村合併協議会

大項目	新市の事務所の位置について	中項目	新市の事務所の位置について
協議の結果			

<p>1. 新町の事務所の位置を決定する必要性 地方自治法第4条第1項で地方公共団体は、条例で事務所の位置を定めることを義務づけられている。新設合併することにより、これまでの町村役場はなくなることになる。したがって、新町の発足までに事務所の位置を決定しておく必要がある。</p> <p>2. 事務所の位置の決定基準 地方自治法第4条第2項に、事務所の位置の決定基準として「住民の利便に最も適合するように、交通の事情、他の官公署との関係等を考慮」すべきことが挙げられている。</p> <p>3. 事務所の位置に関する法令 地方自治法（昭和22年法律第67号） （事務所の設置又は変更） 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又は変更するときは、条例でこれを定めなければならない。 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。 3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。</p> <p>（支庁・地方事務所等の設置及び区） 第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。 3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。</p> <p>（通知） 支所と称するのは、市区町村内の特定区域を限り主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味し、土木、勸業その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。 （実例） 支所の設置は、交通不便の地あるいは市町村の配置分合等により従前の市町村役場を廃せず支所とする場合であり、その組織は担当の職員が常時勤務することを要件とする。</p> <p>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号） 第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の規定により当該地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。</p>	<p style="text-align: center;">調整の具体的内容</p> <p>(1) 新市の事務所は、法律の趣旨に基づき、三重町に置く。 (2) 大野郡5町2村が合併を目指す平成17年3月31日までは新庁舎の建設が不可能であることから、当面は、現三重町役場庁舎を新市の事務所とする。 (3) 新市の事務所については、本庁方式とするが、現三重町役場庁舎は老朽化しており、本庁機能を全て備えることが極めて困難であるため、新庁舎完成までのおおよそ5年間は、暫定的な本庁方式（実質、総合支所方式）を採用する。 (4) 新庁舎の建設候補地については、小委員会を設置し、専門的、具体的に調査・検討する。 (5) 小委員会の報告をまって、協議会で最終決定する。 <p style="text-align: right;">（平成15年3月14日 専門部会案）</p> </p> <p>(1) 新市の事務所は、三重町に置く。 (2) 大野郡5町2村が合併を目指す平成17年3月31日までは新庁舎の建設が不可能であることから、当面は、現三重町役場庁舎を新市の事務所とする。 (3) 新市の事務所については、本庁方式とするが、現三重町役場庁舎は老朽化しており、本庁機能を全て備えることが極めて困難であるため、新庁舎完成までのおおよそ5年間は、暫定的な本庁方式（実質、総合支所方式）を採用する。 (4) 新庁舎の建設候補地については、小委員会を設置し、専門的、具体的に調査・検討する。 (5) 小委員会の報告をまって、協議会で最終決定する。 <p style="text-align: right;">（平成15年3月19日 幹事会案）</p> </p>
--	---

協議事項に係る参考資料

協定項目 第4号

大野郡5町2村合併協議会

4. 新市の事務所に係る具体的な検討について

- (1) 新市の事務所は、地域住民の利便性、交通事情及び他の官公署との関係等を考慮しつつ、三重町に置く。
- (2) 大野郡5町2村が合併を目指す平成17年3月31日までは新庁舎の建設が不可能であることから、当面は、現三重町役場庁舎を新市の事務所とする。
- (3) 新市の事務所について、本庁方式、分庁方式及び総合支所方式のいずれかを決定する。

本庁方式

現三重町役場庁舎は老朽化しており、本庁機能を全て備えることが極めて困難であるため、暫定的な本庁方式を採用する。(暫定期間は新市誕生から5年程度)

議場、会議室等、必要な施設を仮設する。

新庁舎の具体的な建設位置を調査・検討する。(事務所の方式及び職員数によって規模が決定される。)

新庁舎建設のための用地買収、設計委託等

新庁舎の建設

(暫定的な本庁方式) 本庁機能を全て備えることができる新庁舎の建設までの間、首長部局6部(企画、総務、民生、福祉、産業、建設)及び教育委員会の管理部門や議会、農業委員会等の最小限度の組織・機構で本庁機能を形成する。したがって、暫定期間は総合支所方式とほぼ同一となる。

は小委員会を設置して、具体的、専門的に調査・検討する。

～ は合併協議会で協議、決定し、 について合併までに施設整備を行う。

分庁方式

どこの町村役場庁舎にどの部局を割り当てるかを検討する。

…… 役場庁舎の規模と部局の職員数を勘案して

必要に応じて分庁舎(役場庁舎)を改修する。

議場、会議室等を含め、本庁舎(現三重町役場)を改修する。(当面、仮設可)

は小委員会を設置して、具体的、専門的に調査・検討する。

～ は合併協議会で協議、決定し、合併までに施設整備を行う。

総合支所方式

議場、会議室等を含め、本庁舎(現三重町役場)を改修する。(当面、仮設可)

小委員会を設置する必要なし。

は合併協議会で協議、決定し、合併までに施設整備を行う。

5. 新市の事務所の方式について

方式	内容	メリット	デメリット
本庁方式	合併関係町村の組織を一つの庁舎(本庁)に集約し、本庁以外の従来の庁舎は支所又は出張所とする。	事務所の効率化が図られ、新市誕生の印象は強い。	新庁舎を建設すれば、長期間にわたり、莫大な経費がかかる。
分庁方式	合併関係町村の従来の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用する。	既存施設の利用のため、建設費は改装費程度で済む。	各業務を分散させた場合、住民への周知が必要であり、管理上は非効率である。
総合支所方式	管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係町村の庁舎における行政機能をそのまま残す。	住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。	人件費の削減が期待できにくく、合併による事務効率化が生かされない。新市の一体感到に欠ける面もある。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第4号

大野郡5町2村合併協議会

先進事例

北上市（平成3年4月1日、北上市・和賀町・江釣子村の1市1町1村による合併）
 ……江釘子村上江釣子地内とする。
 （事務所の位置は、当初、現北上市役所の場所とし、新庁舎は江釣子村上江釣子地内に置く。）

ひたちなか市（平成6年11月1日、勝田市・那珂湊市の2市による合併）
 ……新市の事務所は、現在の勝田市役所の位置とする。

あきる野市（平成7年9月1日、秋川市・五日市町の1市1町による合併）
 ……新市の事務所の位置は、秋川市二宮350番地とする。

篠山市（平成11年4月1日、篠山町・西紀町・丹南町・今田町の4町が合併し、市制を施行）
 ……新町の事務所の位置は、多紀郡篠山町北新町41番地とする。

さぬき市（H14.4.1合併）
 ……当面の新市の事務所の位置を大川郡志度町大字志度5385番地8に置く。

東かがわ市（H15.4.1合併予定）
 ……新市の事務所の位置は、合併当初は白鳥町湊字水入1847番地1とする。
 ただし、新庁舎の位置は、建設するとした場合、白鳥町湊又は白鳥地内とする。

周南市（H15.4.21合併予定）
 ……合併時の新市の事務所の位置は、徳山市役所とする。

新上五島町（H16.8.1合併予定）
 ……合併時の新町の事務所の位置は、上五島町青方郷1585番地1とする。
 ただし、国の財政支援が受けられる10年間の間に、新しい事務所を建設する。

西予市（H16.4.1合併予定）
 ……新市の事務所の位置は、東宇和郡宇和町大字卯之町三丁目434番地とする。
 ただし、国の財政支援が受けられる合併後10年以内に、交通の事情、他の官公署との関係など市民の利便性を考慮して、宇和町地内に新しい事務所を建設する。

あさぎり町（H15.4.1合併予定）
 ……新町の事務所の位置は、免田町甲字久鹿1199番地とする。
 現在の上村・岡原村・須恵村・深田村のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする

<参考>

篠山市支所設置条例（抜粋）
 （設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため支所を設置する。

（名称及び位置等）

第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
篠山市城東支所	篠山市日置385番地の1	旧城東町区域
篠山市多紀支所	篠山市福住344番地の1	旧多紀町区域
篠山市西紀支所	篠山市宮田240番地	旧西紀町区域
篠山市丹南支所	篠山市杉7番地の1	旧丹南町区域
篠山市今田支所	篠山市今田町今田新田14番地の1	旧今田町区域

篠山市支所事務分掌規則（抜粋）
 （趣旨）

第1条 この規則は、篠山市支所設置規則条例（平成11年篠山市条例第8号）第1条に規定する支所の事務を処理させるため、次の担当を置く。

城東支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当
多紀支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当
西紀支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当 西紀分室担当
丹南支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当
今田支所	地域振興担当	住民担当	福祉担当	業務管理担当	収納担当

（職の設置）

第2条 支所に支所長を置く。

- 支所に次長を置くことができる。
- 担当に係長を置くことができる。

協議事項に係る参考資料

協定項目 第4号

大野郡5町2村合併協議会

新市事務所の位置候補地選定小委員会への付託事項及び委員構成

1. 目的

本小委員会は、大野郡5町2村が新設合併することにより、新市の事務所の候補地（三重町内）について調査、審議するものとする。

2. 役割等

（本庁方式を採用した場合）

新市事務所位置の候補地選定基準の作成、運用。
新市事務所位置の候補地の選定。
協議会への候補地選定の報告。

（分庁方式を採用した場合）

分庁事務所の配置選定基準の作成、運用。
分庁事務所の配置検討。
協議会への配置選定の報告。

3. 委員構成

各町村1名の委員 計7名で構成する。

新市事務所の位置候補選定小委員会委員名簿

町村名	役職・氏名	摘要
三重町		
清川村		
緒方町		
朝地町		
大野町		
千歳村		
犬飼町		

4. 設置年月日

平成 年 月 日

「参考」地方自治法

（事務所の設置又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な配慮を払わなければならない。

（市町村の配置分合及び境界変更）

第7条 市町村の配置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届けなければならない。

（中略）

総務大臣は直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。